

《 第57回 東洋大学公法研究会報告 》

## カナダにおける表現の自由

### ——審査枠組みの観点から——

鈴木 崇之

報告者 鈴木崇之

報告タイトル 「カナダにおける表現の自由—審査枠組みの観点から—」

日時 平成29年7月4日(火) 18時～19時30分

場所 東洋大学2号館14階学習室

出席者 名雪健二(東洋大学)、宮原均(東洋大学)、齋藤康輝(日本大学)、門脇邦夫(東洋大学非常勤講師)、始澤真純(東洋大学博士後期課程)

#### 【目次】

- I. 報告の概要
- II. 報告
- III. 質疑応答

### I. 報告の概要

本報告は、カナダ憲法における表現の自由の範囲と限界について、規制立法に対する審査枠組みという観点から報告した。カナダは、アメリカと同様にイギリス法に起源をもち、地理的にもアメリカと近接しながらも、アメリカとは異なった審査枠組みを採用している。さらに、二段階アプローチや Oakes テストといわれるカナダの審査枠組みは、国際的にも非常に注目され、その有用性と汎用性の高さが窺える。そこで、これらの審査枠組みを概説した後に、表現の自由の領域において特有の問題を指摘し、カナダにおける表現の自由の保障の在りようを確認する。

## II. 報告

### 1. 人権制約の審査枠組み

まず、カナダ憲法は、日本国憲法のように単一の法ではなく、複数の法によって構成されている<sup>(1)</sup>。なかでも、国家の構成について規定した1867年憲法と、人権規定を有する1982年憲法はその中心的地位を占めている。そして、1982年憲法の中でも、その第1章は「権利及び自由に関するカナダ憲章（以下、カナダ憲章）」と題され、カナダにおける人権保障の中核をなしている<sup>(2)</sup>。しかし、人権規定を有するカナダ憲章1条では、「権利及び自由に関するカナダ憲章は、自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性をもち、かつ、法で定める制限にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利及び自由を保障する」と規定し、カナダ憲章において保護された権利又は自由の保障を謳うとともに、それが制限されうることを認めている。このカナダ憲章1条の正当化条項は、カナダにおける審査枠組みの基礎となっている。

#### (1) 二段階アプローチ

カナダ最高裁判所は、憲法上の権利及び自由に関する裁判の判断枠組みとして、二段階アプローチを採用している。これは、*R. v. Oakes*<sup>(3)</sup>において、Dickson 首席裁判官が示したものであり、それは、まず第一段階で、カナダ憲章で保護された権利及び自由が侵害されたかどうかの問題となる。この段階での立証責任は、権利の侵害を主張する当事者にある。第二段階では、制限が正当化されるかどうかの問題となり、この段階での立証責任は制限を支持することを求める当事者—大抵は国家—にある<sup>(4)</sup>。そして、この第二段階において、前述のカナダ憲章1条が問題となる。ここでは、「法によって規定されていること」という形式的要件と、「自由で民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を有していること」という実質的要件を満たせば、制限が正当化される。ここでいう法とは、規則、コモン・ロー、条例、立法政策等を含むもの

と解される<sup>(5)</sup>。この形式的要件については、あまり問題とならないが、その機能として、①公務員の恣意的ないし差別的取扱いを排除すること、②何が禁止されているかにつき国民に知らしめる告知機能が挙げられる<sup>(6)</sup>。次に、実質的要件については、その文言が多義的であり、その内実を確定することが求められる。

## (2) Oakes テスト

このカナダ憲章1条の実質的要件を明確に示したものとして、Oakes テストがある。これも Oakes 事件判決において Dickson 首席裁判官が示したものであり、まず目的の重要性とその目的と手段の関連性に区分し、後者をさらに目的と手段の合理的関連性、人権制約の最小性、目的の重要性と手段の効果との比例性に細分化するものである。

まず、目的審査について裁判所は、人権制約の目的が「十分に重要 (sufficient importance)」で「自由で民主的な社会において圧倒的かつ実質的 (pressing and substantial) に重大な事項」に関連していなければならないとした<sup>(7)</sup>。しかし、この目的審査は、さほど厳格なものではなく、ほとんどの事例が通過する<sup>(8)</sup>。

目的の重要性が認定されると、次に3つの審査から成る「比例テスト」が用いられ、審査が行われる。まず初めに、手段と目的の合理的関連性が問われる。すなわち、採用された手段は問題となっている目的を達成するために注意深く策定されていなければならない、それらは恣意的又は不公平な考慮に基づくものではない<sup>(9)</sup>。これは、制約の手段と立法目的との間の直接的又は科学的証明までを要求するものではなく、立法府への敬讓がなされることが多い<sup>(10)</sup>。

次に、手段が権利や自由に対して必要最小限のものであるかが問われる。つまり、問題となっている権利や自由に対する制限が「可能な限り小さい (as little as possible)」ものでなければならない。しかし、常にこの厳格度が要求されるわけではない。信教の自由が問題となった R. v. Edwards Books and Art Ltd<sup>(11)</sup> では、制限が「合理的に可能な限り小さい (as little as is reasonably

possible)」ものであるか否かを問題とした<sup>(12)</sup>。この点に関して、裁判所は立法府に対して評価の余地が認められる場合には、立法府の判断に敬讓を示している。

最後に、比例性について、Oakes 事件判決においては、手段の有害な効果と目的の重要性との間の比例性が求められる<sup>(13)</sup>。すなわち、手段の有害な効果が厳しければ厳しいほど、その正当化のためには、目的はより重要なものでなければならない。しかし、Dagenais v. Canadian Broadcasting Corp.<sup>(14)</sup>において、手段に関する有害な効果と有益な効果との間の比例性が求められると修正がなされた。これによって、目的の重要性のみならず、手段の有効性も問われることとなった。それゆえに、立法目的と規制手段を問う前2審査と重複するのではないかという批判から逃れ<sup>(15)</sup>、政府は前2審査において抽象的な比例性を、3つ目の審査で目的達成のためにとられた手段の有意性及び実際に得られる利益と手段の有害な効果との間の比例性という具体的比例性を証明することを要することとなった。

ここで説明した Oakes テストは、決して違憲審査基準というわけではなく、Robert J. Sharpe によれば、「分析のための基本的枠組み (the basic framework for analysis)」とされ、カナダの裁判所は、全ての事案に適用可能な「一つのテスト」に固執しておらず、具体的事案の事実関係の文脈がきわめて重要であると<sup>(16)</sup>。すなわち、審査基準を用いて、権利の性質に応じて審査の厳格度を区別するのではなく、その枠組みの中で権利の性質を考慮することで、より柔軟で事案に即した判断がなされうる。この審査枠組みにおける審査の厳格度を文脈に応じて判断する手法は、「文脈的アプローチ」として、カナダ最高裁判所によって採用されている<sup>(17)</sup>。ここでいう「文脈 (context)」とは、問題となっている規定の背景、及び制限を受ける行為の性質であるとされる<sup>(18)</sup>。前者は、例えば、子供のような傷つきやすい集団を保護するために制定された法律、決定的でない複雑な社会科学上の根拠に基づく法律、対立する集団の利益を調整する法律、などにおいて勘案される。後者については、表現の自由と関係するため後述する。このような文脈的アプローチは、審査基準によって寛厳を区分

する方法とは異なり、カナダの審査枠組みにおける厳格度を調整するものとして機能する<sup>(19)</sup>。そして、この価値判断的アプローチは、カナダ憲章1条の正当化の段階において行われるべきであるとされる<sup>(20)</sup>。以下では、これらの二段階アプローチや Oakes テストが表現の自由の領域において、どのように用いられるかを確認する。

## 2. 表現の自由

カナダ憲法2条(b)は、「出版その他のコミュニケーション・メディアの自由を含む思想、信条、意見及び表現の自由」を保障している。しかし、カナダ憲章が制定された1982年以前において、表現の自由が保障されていなかったというわけではない。そこでは個人の基本的自由としての表現の自由が保障されていたというよりむしろ、連邦政府と州政府の間の権限の分配の問題として捉えられていた<sup>(21)</sup>。とりわけ政治的表現は民主的政府の組織の保持及び作用と関係があるとその重要性が説かれた。カナダ憲章の制定によって、その保障が明文によって規定された表現の自由ではあるが、カナダ憲章1条の存在が示すように、その保障は絶対的なものではない。

### (1) 保障の範囲

まず、二段階アプローチの第一段階では、権利又は自由の制限があったことが要求されるが、カナダ最高裁判所は、その保障の対象となる表現の範囲を非常に広範なものとしている。カナダ最高裁判所によると、カナダ憲章2条(b)は「意味を伝達し、又は伝達することを意図する」いかなる活動も保護する<sup>(22)</sup>。例えば、違法駐車は、おおよそメッセージを伝えることを意図しないがゆえに、表現行為でないといわれるが、それが駐車に関する政策・実施に対する抵抗としてなされるのであれば、それは表現の自由の射程に含まれる。カナダ最高裁判所は、広告、ピケッティング、憎悪宣伝、売春のため客引きをすること、及びポルノグラフィーも表現の自由の射程に含まれると判断した。

この点に関して、アメリカでは、表現の自由に対して完全に近い保障を与

え、憲法上保護されない表現を含まないように表現の自由を限定的に捉えられてきたが、カナダでは正当化の段階が残されていることから、表現の自由についての広範な理解が示されてきた<sup>(23)</sup>。さらに立証責任の観点からも、その負担を権利主張をする者よりも政府側に課すことは、権利及び自由への侵害が原則的に認められるべきではないという自由主義の考えと一致するであろう。しかし、この広範な射程にも例外があり、カナダ最高裁判所は *Irwin Toy Ltd. v. Quebec (Attorney General)* において、「自由表現の保障は表現の全ての内容を保護するけれども、表現の形態としての暴力はそのような保護を受けない」と、暴力行為を表現の自由の保障の範囲から除外している<sup>(24)</sup>。この除外は、暴力形態を有する表現にのみ及び、暴力を唱道し、又は暴力で脅す表現は2条(b)の下保護される。

## (2) 制限の目的・効果区分

さらに、二段階アプローチの第一段階では、カナダ憲章で保障された権利及び自由が制限されたかどうかが問題となる。カナダ最高裁判所は、*Irwin Toy* 事件判決において、表現を制限する「目的」を有する法と表現を制限する「効果」を有する法とを区別した。前者は表現の内容に基づき規制するもので、後者は表現の内容を狙ってはいないが、結果として表現を規制する効果を有するものである。この区別は、アメリカの内容規制・内容中立規制二分論と類似している。アメリカでは、両者の審査の際には厳格度の異なった審査基準を用いる手法を採っている。これに対して、カナダでは、単一の「厳格な基準」とされる *Oakes* テストしか有しておらず、違憲審査基準の使い分けをしていない。カナダにおいて、表現を制限する目的を有する法の場合は通常通り、権利を侵害されたと主張する者がその侵害の立証を行う<sup>(25)</sup>。そして、表現を制限する効果を有する法の場合、表現の自由を侵害されたと主張する者は、自身の行為が表現の自由の価値のいずれかを促進するものであることを証明する必要がある。すなわち、アメリカにおいては、審査の厳格度に関わるものが、カナダでは立証責任の問題として扱われている<sup>(26)</sup>。

### （3）審査の厳格度

Oakes テストは、アメリカの二重の基準のように、権利の性質に応じて違憲審査基準を使い分けていない<sup>(27)</sup>。しかし、カナダ最高裁判所は、上述のように正当化の段階において、文脈を考慮してその寛厳を決している。表現の自由の領域において考慮されるべきものとして、例えば、子供や人種の少数者のような傷つきやすい集団を保護するために制定された法律、たばこの広告規制<sup>(28)</sup>やポルノグラフィと暴力<sup>(29)</sup>の関係など必ずしも決定的とはいえない複雑な社会科学上の根拠に基づいて制定された法律などは、その問題となっている規定の置かれた背景が考慮される。

また、Thomson Newspapers Co. v. Canada (Attorney General) において、カナダ最高裁判所は、侵害された行為の性質も考慮すべきであるとした。すなわち、「憲法上の保障の程度は、問題となっている表現の性質によって変わる」が、このことは「低い基準が適用されるというわけではなく、表現の低い価値が政府目的によってより容易に凌駕されるということである」<sup>(30)</sup>。例えば、表現の自由の価値の中核をなす政治的表現が問題となる場合は、立法府に対して裁判所は敬讓的になる必要はない。それに対して、表現の自由の価値と距離のある表現は、より容易に正当化が認められる。

### 3. カナダの審査枠組みの汎用性

カナダにおける審査枠組みは、カナダ憲章1条の正当化条項を基礎として形成されている。しかし、このような一般的人権制約条項は、カナダに限られたものではなく、むしろグローバルスタンダードとなっている。例えば、表現の自由に関して、欧州人権規約10条2項<sup>(31)</sup>、市民的及び政治的権利に関する国際規約19条3項<sup>(32)</sup>は権利制限の正当化条項を設けている。他の自由権についてもそれぞれの条項において規定されている。さらに世界人権宣言29条2項<sup>(33)</sup>は権利を限定せず、より一般的に正当化条項を規定している。むしろ、カナダ憲章は制定が1982年と比較的新しく、こういった国際的潮流を参考にしたとカナダの憲法学者である Peter W. Hogg は指摘する<sup>(34)</sup>。日本においても、憲法13条で

個人の権利及び自由が「公共の福祉に反しない限り」最大限尊重されると規定され、個人の権利及び自由であっても公共の福祉という制限に服するとされる。このように、日本とカナダには、憲法の条文上に一般的人権制約条項が存在するという共通点も認められる。

さらに、Oakes テストは、アンティグア＝バーブーダ、オーストラリア、フィジー、香港、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、ナミビア、南アフリカ、バヌアツ、ジンバブエの裁判所によって引用されており、違憲審査の「主要なモデルの1つ」となったとされている<sup>(35)</sup>。このことは、カナダ最高裁判所の国際的地位を確認することができるのと同時に、このテストの汎用性が高いことが示唆される。確かに、これらの国はイギリス連邦加盟国やイギリスと地理的及び政治的に深いつながりを有する国々であるが、付随審査制を採用する我が国へも非常に示唆に富むものである。よって、我が国においても、憲法13条の一般的人権制約条項を基幹に、カナダ型の審査枠組み構築に向けた議論を展開していくことも十分に意味がある。

最後に、我が国においてもカナダ型の審査枠組みの有用性が指摘されている。カナダ、ないしは国際的潮流ともいえる二段階アプローチに類似した審査枠組みが、我が国においては二段階分節審査として論じられている<sup>(36)</sup>。この二段階分節審査は、三段階審査が保護領域の画定、制限の存在、その正当化というプロセスをとるのに対し、制限の存在とその正当化のみを判断するものである。この二段階分節審査は内容確定型人権の審査の場合にのみ用いることができ、それゆえに保護領域の確定が必要ない。内容確定型人権とは、保障内容が憲法上確定されていると解される人権であり、表現の自由などの財産権を除いた自由権であると解される<sup>(37)</sup>。これに対して、内容形成型人権とは、憲法上法律にその内容の確定を委ねている、財産権や社会権がそれにあたる。カナダにおいても、カナダ憲章1条はカナダ憲章によって保障されている権利及び自由を対象とし、カナダ憲章には財産権や社会権に関する規定がないことから、二段階分節審査の議論はカナダにおける二段階アプローチと少なからず対応していると解し得る。



おわりに

カナダと日本の憲法上の権利の保障について、その類似性を指摘する研究は少なくない。しかし、もちろん両国には、多くの相違点も存在するだろう。カナダ憲法は、これからも我が国の学説において議論される可能性が大いにある領域であり、審査枠組みを含めたカナダにおける議論は、アメリカ型ともドイツ型とも異なった新たな光明をもたらすであろう。そのためには、カナダと日本の類似性及び相違点を正しく理解することが求められるが、それは今後の課題としたい。

### Ⅲ. 質疑応答

報告後、先生方から多くの質問と助言を頂き、議論を行った。そこでは、本報告の意義や有用性から二段階アプローチ及び Oakes テストの詳細まで多岐に渡るものであった。それらの質問や助言について、上記報告に記述されているものもあるが、ここで簡単に紹介させていただく。

まず、1982年憲法は Quebec 州にも適用されているのかという質問を頂いた。これに関して、Quebec 州は現在も1982年憲法を承認していないが、有効ではあるとされる。カナダ憲章23条1項 (a) のように、Quebec 州にのみ適用されていないものもある<sup>(38)</sup>。

次に、カナダ憲章1条の「法」には何が含まれるかとの質問に対して、規則、コモン・ロー、条例、立法政策等を含むものと解されると回答した。

さらに、Oakes テストに関して、いくつか質問を頂いた。Oakes テストの合理的関連性のテストと日本の合理的関連性の基準が類似しているかについて、その機能には類似性がみられるが、そこに至る段階に違いがある。つまり、Oakes テストの合理的関連性のテストは、権利及び自由の侵害、法定性、目的の重要性が充足されれば、審査がなされる。これに対して、日本の合理的関連性の基準は権利の性質又は適用状況によって審査がなされるかどうかが決する。これに関連して、Oakes テストの合理的関連性のテストが緩やかな基準であるのかについて、Oakes テストは「単一の厳格な基準 (a stringent standard)」

と称されていたこともあり<sup>(39)</sup>、その中で事案ごとの文脈を考慮することで厳格度を緩やかにするものである<sup>(40)</sup>。しかし、合理的関連性のテストに関しては、97%の事件がこのテストを通過しているという統計からも、緩やかなテストと称しても問題ないであろう<sup>(41)</sup>。また、人権権制約の最小性と狭義の比例性について両者が重複するのではないかと問われたが、上記で述べたように、Dagenais 事件判決によって狭義の比例性にも独自の意義が認められるようになった。

この他にも、多くの質問を頂いたが、本報告と関係のある限りで紹介させていただいた。最後に、報告者自身も理解の不十分であった論点についても、今一度確認することができ、質問者の方々には感謝の念に堪えない。

## 注

- (1) 1982年憲法52条2項では、(a) この法律を含む「1982年カナダ法」、(b) 別表に掲げる法律及び命令、(c) 第(a)号又は第(b)号に掲げる法律又は命令の改正、からカナダ憲法が構成されるとしている。
- (2) カナダ憲章は1982年憲法の中でも、個別的な取扱いがなされることもある。1982年憲法34条では、「この章は、権利及び自由に関するカナダ憲章として引用することができる」とし、例えば1条や24条1項でも、1982年憲法としてではなく、カナダ憲章として規定している。
- (3) *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103.
- (4) *Ibid.*, 136-137. Richard Moon, *The Constitutional Protection of Freedom of Expression* (University of Toronto Press, 2000) at 32.
- (5) 佐々木雅寿「カナダ憲法における比例原則の展開—『オークス・テスト (Oakes Test)』の内容と含意—」北大法学論集63巻2号(2012年)342頁。
- (6) 佐々木・前掲注(5)344頁。
- (7) *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103 at 138-39.
- (8) 立法目的の重要性が認められなかった事例として、*R. v. Big M Drug Mart Ltd.*, [1985] 1 S.C.R. 295. がある。本件は、Big M Drug Mart が日曜日を休業日とする「安息日法

（Lord's Day Act）」に違反して営業を行ったことにより、起訴された事件である。Dickson 裁判官による多数意見は、安息日法の目的がキリスト教の信仰を強制するものであると判断し、立法目的を拒絶した。

- (9) *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103 at 139.
- (10) 目的と手段の間の合理的関連性が認められなかった事例として、*R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103. が挙げられる。Oakes 事件判決は、麻薬取引の害悪から社会を守るという目的と麻薬所持を取引目的のための所持と推定する規定との間の関連性が、少量又は無視できるほどの量の麻薬であってもそのような推定が及ぶということは不合理であると結論づけられた。
- (11) *R. v. Edwards Books and Art Ltd.*, [1986] 2 S.C.R. 713.
- (12) *Ibid.*, at 772.
- (13) *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103 at 139.
- (14) *Dagenais v. Canadian Broadcasting Corp.*, [1994] 3 S.C.R. 835.
- (15) 代表的な批判として、Peter W. Hogg, *Constitutional Law of Canada*, Student ed. (Carswell, 2017) at 38-44.
- (16) Robert J. Sharpe & Kent Roach, *The Charter of Rights and Freedoms* 6th ed. (Irwin Law, 2017) at 66.
- (17) *Thomson Newspapers Co. v. Canada (Attorney General)*, [1998] 1 S.C.R. 877.
- (18) 「文脈」という訳語に関して、主たる意味としては、ある文言がその前後の文言に及ぼす意味的規定力とされるが、その他にも、物事の脈絡や背景という意味も有する。
- (19) ドイツの三段階審査では、このような比例原則における厳格度の寛厳を調整するものを「審査密度」と表現している。小山剛『「憲法上の権利」の作法 第三版』（尚学社、2016年）72頁以下参照。
- (20) *Edmonton Journal v. Alberta (A.G.)*, [1989] 2 S.C.R. 1326 at 1356.
- (21) Kent Greenawalt, “Free Speech in the United States and Canada”, 55 *Law and Contemporary Problems* (1992) 5 at 9.
- (22) *Irwin Toy Ltd., v. Quebec (Attorney General)*, [1989] 1 S.C.R. 927 at 968.
- (23) Mark Tushnet もカナダの裁判所がアメリカの裁判所より表現の自由を広く捉え、その

侵害を認めている理由として、カナダ憲章1条の存在を指摘している。Mark Tushnet, *Comparative Constitutional Law* (Foundation Press, 2014) at 1542.

- (24) *Irwin Toy Ltd., v. Quebec (Attorney General)*, [1989] 1 S.C.R. 927 at 970.
- (25) Richard Moonによれば、表現を制限する目的を有する法は「自動的に」カナダ憲章2条(b)を侵害すると認められるとする。Moon, *supra* note 4 at 34-35.
- (26) *Irwin Toy Ltd., v. Quebec (Attorney General)*, [1989] 1 S.C.R. 927 at 973-976, 978-979.
- (27) そもそも、カナダ憲章1条がその対象としているのは、カナダ憲章に規定されている権利及び自由であり、カナダ憲章には経済的自由が含まれていない。
- (28) *Canada (A.G.) v. JTI—MacDonald Corp.*, [2007] 2 S.C.R. 610.
- (29) *R. v. Butler*, [1992] 1 S.C.R. 452.
- (30) *Thomson Newspapers Co. v. Canada (Attorney General)*, [1998] 1 S.C.R. 877 at 943.
- (31) 第10条1項：全ての者は、表現の自由に対する権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見をもつ自由並びに情報及び考えを受けかつ伝える自由を含む。本条は、国が放送、テレビ又は映画の諸企業の認可制を要求することを妨げるものではない。
- 2項：1項の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律で定める手続、条件、制限又は刑罰であって、国の安全、領土保全若しくは公共の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は司法機関の権威及び公平性を維持するため民主的社会において必要なものを課することができる。
- (32) 2項の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護
- (33) 全ての者は、自己の権利及び自由の行使に当たって、他の者の権利及び自由の正当な承認及び尊重を確保すること並びに、民主的社会における道徳、公の秩序及び一般的福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法により定められた制限にのみ服す

る。

- (34) Hogg, *supra* note 15 at 38-2 .
- (35) S. Choudhry, "So What is the Real Legacy of *Oakes*? Two Decades of Proportionality Analysis under the Canadian *Charter's* Section 1" (2006), 34 S.C.L.R. (2 d) 501 at 502. なお、これらの国がイギリス連邦加盟国ないし元加盟国であるということには留意する必要があるだろう。
- (36) 高橋和之『体系 憲法訴訟』(岩波書店、2017年) 221頁以下。
- (37) 高橋・前掲注 (36) 217-18頁。
- (38) カナダ憲章59条も参照。
- (39) *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103 at 136.
- (40) しかし、現在では、やはり「分析のための基本枠組み (the basic framework for analysis)」と理解することが良いであろう。Sharpe & Roach, *supra* note 16 at 93.
- (41) L Trakman et al, "R. v. Oakes 1986-1987: Back to the Drawing Board" (1998) 36 Osgoode Hall LJ 83 at 95.

—すずき たかゆき・東洋大学大学院博士後期課程—